

フランスの育児支援による 家族像と政策形成の特徴

—日本社会への示唆—

船橋 恵子

静岡大学人文学部教授

はじめに

フランスは、日本に先んじて「伝統的家族」像が揺らぎ、出産・育児期の女性の就労率を高く維持したまま、出生率回復を果たし、子どもを産み育てやすい社会として知られている。それを支えているのは、①多彩な保育・教育制度、②短時間労働制度、③豊富な家族手当である。本稿では、まずフランスの家族変動、次いで育児支援の三大ポイントを概観し、政策形成の特徴をとらえて、日本社会への示唆を探る。

1 伝統的家族から新しい家族の絆へ —育児政策の前提となる家族像

フランスでは1970年代からパートナー関係が構造的に変化した。晩婚化、自由婚（事実婚）の増加、

自由婚から生まれる「自然子」の増加（1972年6%→2006年50%）、離婚率の上昇（1970年12%、80年22%、90年32%、95年以降は38%前後）、ひとり親家族の増加（1975年9.4%→2005年19.8%）などである。「再構成家族」（子どもを連れて再婚し親の違う子どもを育てる家庭）は、1990年に66万世帯、3.8%と推計された。また同性婚やその他の共同生活を保護する法律として、1999年にPACS（Pacte civil de solidarité）が成立した。当初は同性婚家族の増加を促すものとして議論されたが、PACS登録は急増し、今や結婚登録の半数に迫り、2008年のPACS届け出数の94%が異性間の契約である。このように「伝統的家族」像は揺らぎ、結婚の脱制度化や流動化が進んだが、フランス社会は「カップル文化」とも呼ぶべき性的パートナーシップを大事にする傾向を保ち続けている。

家族法における夫婦間の平等化も進んだ。意外なことに、妻が夫の許可無しに職業活動に従事できるようになったのは1965年、家長概念が廃止され、父権から親権に変わったのは1970年、協議離婚の導入（有責主義から破綻主義へ）は1975年であり、そう古いことではない。1993年には離婚後にも父親と母親が共同親権を行使することができるようになつた。家族法が改正され、再構成家族の子どもが別れて暮らす父親に週末に会いに行く光景は当たり前になつた。それは社会全体の男女平等化と並行していた。男女の賃金平等（1972年）、性別による雇用差別禁止

ふなばし けいこ

東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会学博士。専攻は産育とジェンダーの比較社会学。桜美林大学教授を経て現在、静岡大学教授、男女共同参画担当副学長。

著書：『赤ちゃんを産むということ—社会学からのこころみ』（NHKブックス 1994）、『育児のジェンダーポリティクス』（勁草書房 2006）、『雇用流動化のなかの家族（共編著）』（ミネルヴァ書房 2008）。

(1975年)、女性の権利省の創設（1981年）、女子差別撤廃条約の批准（1983年）、職場のセクシュアルハラスメント禁止（1992年）、パリテ（1995年）などが進められた。

フランスの1970年代からの家族変動とそれへの政策的対応は、パートナー関係の不安定性を前提として、選択の自由を担保しながら、諸個人が新しい家族の絆を模索するのを支える社会的仕組みを形成していった。

2 多彩な保育・教育制度

6歳以下の子どもを持つ親の三分の二が共働きである。それを支えているのが、以下の多彩な保育・教育制度である。

保育ママは、歴史的に乳幼児を預かる女性がフランスには多数存在していたところから、自治体が1980年代から積極的に養成し制度化してきたもので、現在120時間の研修を受けて認可され、3つの就業形態がある。第一は、保育ママの自宅で3人までの子どもを預かるもので、親と保育ママが、受け入れ期間、保育時間、報酬、休暇、保険などについて労働契約を結ぶ。第二は、子の自宅に出張保育するもので、同様の契約を結ぶ。第三は、家庭保育所に雇用されるもので、基本的な保育場所は保育ママの自宅だが、定期的に家庭保育所に保育者と子どもが集まる。親と保育ママは直接の契約関係ではなく、家庭保育所が保育ママに指導・助言し、保育ママの休みの時も代理を手配するなど、集団保育所の確かさと個人保育の融通性を取り入れている。

保育所は、生後3ヵ月から3歳までの子どもを保育する施設で、大多数は地域の公立保育所であるが、民間の保育所や企業保育所、親共同保育所もある。地域の保育所は、その8割が公立で定員60名、朝7時から夜7時くらいまで開いている。保育者対子ども比は、歩かない子ども5人に対して保育者1人、歩く子ども8人に対して保育者1人であるが、子どもには同時に複数の保育者がついていなければならぬ。

保育所は、専門保育士（看護師か助産師の資格+育児学教育1年）と乳幼児教師（バカラレア（BAC）+2.5年）を責任者として、その下に準保育士が多数働いており、医師や臨床心理士も定期的に関わっている。そのため、子どものちょっとした病気への対処が可能となっている。保育費は収入と子ども数、保育時間に応じて決まるが、フルタイム保育では親の月収の12%と高い。親保育所は、親グループが経営し、専門家を置いて、親自身も施設の運営に参加するもので、定員20名程度の小さな保育所である。高まる保育ニーズに供給が追いつかないため、近年は企業保育園が増加している。背景に、企業の保育所支出に対する政府の税金還付が2004年に25%から50%に引き上げられたことや、2010年2月に政府と企業主ネットワークにより「企業と保育所のクラブ」が設立されるなど、企業保育所増設にむけた運動が本格化している。

保育学校は、教育省が所管する3歳からの公教育で3歳以上児ではほぼ全数、2歳児の三分の一が就学している。義務教育ではないが公立の就学前教育（幼稚園）であるため、費用は国と自治体が負担し、親による費用負担はない。同年齢クラス編成、1クラス児童25人に教諭（BAC+5年）1名と助手がつく。日本の幼稚園と異なり、朝から夕方まで学校にいる。昼休みは2時間あり、子どもを家に連れ帰って食事をさせると、朝、昼、夕と送迎のため親は4往復しなければならないが、給食を実費で頼むと丸一日子どもを学校に置くことができる。また保育学校には託児が付設されており、18時頃まで有償で預けることができる。そのため、フランスでは保育問題は3歳になれば解消すると言われている。

ただし、保育学校も小学校も、水曜日が休みなので、水曜日には課外活動センターで子どもを受け入れる。指導員が、スポーツや文化活動を指導する。さらに学校には2週間程度の、秋休み、クリスマス休み、冬休み、春休みに加えて、2ヶ月の長い夏休みと、沢山の休暇がある。そのために、課外活動センターや自治体、民間団体は、子どもだけで参加できるキャ

ンプやスキーなどを企画している。

託児所は、就労の有無にかかわらず子どもを短時間預かる場として、公立・私立さまざまなものが発達した。半日4時間を1単位として、週3回、5回などと、必要性と空席状況に応じて契約できる。スタッフは保育所と同様で、保育の質は高い。専業主婦でも、子どもを預けて病院に行ったり手続きしたりしなければならない機会はあり、育児拘束からのリフレッシュも必要であること、親が共働きではない子どもにも集団生活の中で成長の機会を与えるべきだという考え方から出発しているが、実際にはパートタイム就労の増加につれて、保育所はフルタイム勤務でないと入れないため、パートタイム勤務者のための保育所としての機能も果たしている。

このように多彩な保育・教育制度が発達した背景には、専門家による保育への信頼感があり、フランスでは子どもを他人に預けるのをためらわない傾向がある。ちなみに出産休暇はよく利用されているが、育児休業については利用率があまり高くはない。筆者の家族インタビュー調査でも、育児休業より保育が好まれ、「子どもはできるだけ早く社交化 (sociabiliser) した方がよい」という考え方もあった(船橋2006)。もともと母子関係が密着的でなく、適切な距離がある。フランスの子どもは生まれた直後からベビーベッドで親とは別室で寝かされる。日本の親子が川の字で寝ると対照的である。

3 短時間労働制度

フランスは、2000年1月1日より「オブリ法I」により従業員21人以上の企業において、2002年1月1日より「オブリ法II」により従業員20人以下の企業においても、週35時間労働制に移行した。当時フランスは景気回復期にあり、ワークシェアリングにプラスに働き、27万人の雇用が創出されたという(林・遠藤2002)。6歳以下の子を持つ親に対する2000年のCNAFの調査では、59.5%の母親と55.2%の父親がオブリ法は職業と家庭の両立を改善したと捉え

ていた。しかし、その後景気が悪化して失業者が増え、フランス企業の競争力にマイナスとの意見が経営者から出されるにいたり、2005年には同法の見直しが行われ、35時間制を維持したまま、時間外労働の上限を拡大することになった。とは言っても、30～40歳代の男性の4分の1が週60時間以上働いている日本の労働時間の現実から見ると、雲泥の差がある。

フランスの年間平均労働時間は約1400時間、年に5週間の有給休暇はフルに利用される。日本の家計経済研究所が2004年にパリとリヨンで行った家庭生活調査によれば、午後7時までに帰宅する男性が過半数にのぼり、8時以降が27%、不定が20%程度である。女性では午後7時頃までに7割以上が帰宅、8時過ぎは10%、不定が15%程度である。

短時間労働制が、フランスの子育てを楽にしていることは間違いない。短時間労働制は、仕事に埋め尽くされない個人の時間を大切にするフランス文化に根ざしている。夏の長期バカンス、秋・クリスマス・冬・春のバカンス、安息日として商店が閉まってしまう日曜日、学校の水曜休み、2時間もある長い昼休み、ゆっくり食べる夕食。フランスで暮らすと必ず体験することであるが、このようにゆっくり流れる時間が、フランスの生活文化の中にあり、育児に適していると言えよう。

4 豊富な家族手当

OECDによる子どもの相対的貧困率データ(2000年)を見ると、フランスの子どもの貧困率は、税金や社会保障制度による所得再分配の前は24.1%と高いが、再分配後の実質収入で見ると6.0%に下がる(横田2009)。フランスの家族手当は、子どもの生活する家庭の階層格差を縮めて、すべての子どもに生活保障を与えている。

以下、フランスの豊富な家族手当を、①家族手当、②出産前後の手当、③仕事と家庭の両立に関する手当、④低所得者向けの各種手当、⑤特別な状況への

手当に分けて説明する（金額は2010年、最低賃金の変動にあわせて毎年改定）。

①狭義の家族手当は、第2子から所得制限無しに20歳まで給付される。（給付月額は、2子123.92ユーロ、3子282.70ユーロ、4子441.48ユーロ、以降1子追加ごとに158.78ユーロ加算）第1子にはでない。多子優位のため、出生促進的と評される。

②出産前後の手当として、出産・養子手当（妊娠7ヶ月目に一時金889.72ユーロ、養子を迎えたときは1779.43ユーロ。所得制限有）と3歳未満に対する基礎手当（177.95ユーロ／月、所得制限有）がある。

③仕事と家庭の両立には「選択の自由」が掲げられ、次の2つの手当から選べる。仕事を続けて保育者を雇った場合に、公認保育ママ雇用費の一部や社会保険料を援助する保育方法自由選択補足手当がある。育児休業を選択した場合は、収入の一部を補填するために就業自由選択補足手当（全日休業で月額374.17ユーロ、50%休業で241.88ユーロ）がある。

④低所得者向けに、家族補足手当（3子から月額161.29ユーロ）、新学期手当（子ど�数や学年により違うが、約300ユーロ）、住宅手当がある。

⑤特別な状況に対して、障碍児教育手当（基礎月額124.54ユーロに、程度に応じて93.41～1029.10ユーロが加算される）、病児つきそい手当（ひとり親の場合48.92ユーロ／日、夫婦の場合41.17ユーロ／日）がある。

所得制限のない家族手当（①③⑤）は、普遍主義にもとづき、子どものいる世帯といない世帯との間の水平的再分配を行っており、育児が家計を圧迫しないように配慮している。所得制限のある家族手当（②④）は、階層間の垂直的再分配を行っており、子どもの貧困を防止している。また、最低所得保障の観点から、ひとり親手当（子ど�数と収入により計算。無収入の場合、妊娠女性最高460.09ユーロまで、2子最高828.17ユーロまで）もあり、例えば、無収入のシングルマザーが3歳未満を含む3人の子どもを育てる場合、毎月およそ1600ユーロ（1ユーロ=120円なら約20万円弱）の家族手当を受給できる。その他、妊娠出産にかかる費用の大半は100%払い戻されるので、

フランスでは誰もが望むだけの数の子どもを経済的心配なしに産むことができる。

豊富な家族手当の背景には、「育児は社会全体で担う」という社会的コンセンサスがある。実際に家族手当について子どものいない人にきいても批判的な意見を言う人はおらず、「フランスで生まれた子どもはフランス社会の子どもだ」という答えが返ってくる。ここで家族手当の対象となる子どもは、国籍に関わらずフランスで生活するすべての子どもである。

5 家族手当金庫と家族団体連合会

フランスの家族手当は、政府から独立の全国家族手当金庫（CNAF）および各県の家族手当金庫（CAF）によって給付が行われており、世界的にユニークなシステムである。このフランスに固有の家族手当金庫の歴史は、1920年代の企業連合としての補償金庫の拡大に遡ることができる（深澤2008、繩田2009）。日本にとって示唆的なのは、労働者の家族生活への手当を保障するシステムを経営者たちが自ら連携して作り上げてきたことである。そのため、現代の家族手当金庫の財源は、事業主負担（社会保障拠出金、賃金の5.4%）が最も多く60%を占め、次いで個人の一般福祉税21%、国庫からの拠出11%となっている。家族手当金庫は、各家族に家族手当を給付するほかに、「子ども契約」を結んだ自治体や保育事業者に保育園の設置や運営のための補助金を出している。2009年から2012年までに約12万人分の様々な保育所増設が計画されている。

フランスの家族政策の形成には、家族手当金庫のほかに、全国家族団体連合会（UNAF）が大きな影響力を持っている。職業生活を営む労働者が労働組合を通じて利益を主張していくのと同様に、家族生活を営む生活者が家族団体を結成して社会的に発言していくべきであるという考え方から生まれた、やはりフランスに固有の団体である。全国80万家族と7600団体を擁しており、パリの本部にはライブラリーも備えている。家族に関する団体としては、宗教、

民族、移民、障碍者、性的マイノリティー、性教育、児童虐待防止、ドメスティックバイオレンス防止、カップル関係相談、離婚相談、ひとり親など、様々な課題で結成された自発的組織が連なっている。

政府や市場と区別され第三セクターとも言われる大きな社会組織が、フランスの家族政策の支え手であることから、日本でも企業の社会的責任（CSR）や家族問題に関わる社会的グループの結集が必要ではないかと考えられる。

おわりに

フランスの多彩な保育・教育制度は子どもの発達を社会的に保障するものであり、短時間労働制は効率的仕事と上質な生活のバランスをめざしている。また豊富な家族手当は、次世代育成の負担を社会的に再分配し、子どもの貧困縮小に効果がある。本稿では、フランスが厳しい経済情勢のなかで問題を多々抱えながらも、家族の流動化を前提として、個人も社会も活力のあるWIN-WINの関係となるよう、第三セクターを活かした政策形成を行っていることを述べてきた。日本社会でもフランスと同様に、晩婚化、離婚率の上昇、平等で自由なカップル関係への希求は始まっている。日本の固定的家族観を見直し、一

人ひとりの子どもの育つ環境を基礎に見据えて、日本の子育て支援政策の脱家族主義化を図るべきが来ているのではないだろうか。■

（本稿は、2010年6月20日に社会政策学会「フランスと日本の家族政策・子ども手当」部会で発表したフルペーパー「現代フランスにおける育児支援」をもとに、加筆修正し圧縮したものである。）

《参考文献（日本語のみ、発表年順）》

- 林雅彦・遠藤希代子 2002「週35時間労働制がもたらした影響」『海外労働時報』No.321
船橋恵子 2006『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房
星三和子 2006「フランスの家族・子育て支援」『日仏教育学会年報』第12号（通巻第34号）
神尾真知子 2007「フランスの子育て支援－家族政策と選択の自由－」『海外社会保障研究』160号
柳沢房子 2007「フランスにおける少子化と政策対応」『レ・フレンス』2007年11月号
深澤敦 2008「フランスにおける家族手当制度の形成と展開」上下『立命館産業社会論集』43-4,44-2
横田増生 2009『フランスの子育てが日本よりも10倍楽な理由』洋泉社
繩田康光 2009「少子化を克服したフランスへフランスの人口動態と家族政策へ」『立法と調査』No.297
牧野カツコ・渡辺秀樹・船橋恵子・中野洋恵編著 2010『国際比較にみる世界の家族と子育て』